

議案第17号

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正について

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年2月6日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成6年逗子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 浄化槽の清掃（第29条）」を「第7章 削除」に改める。

第23条の2第1項中「第30条第3項第3号及び第4号」を「第30条第3項第8号及び第9号」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第29条 削除

第30条第1項中「一般廃棄物」の次に「（し尿を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「及び浄化槽清掃手数料」及び「及び別表第2」を削り、同条第3項第2号から第6号までの規定中「一般廃棄物」を「第23条の2第1項の規定により一般廃棄物」に改める。

第31条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1し尿の処理の部及び備考を削る。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に行ったし尿の処理及び浄化槽の清掃に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

逗子市、鎌倉市及び葉山町の2市1町におけるごみ処理広域連携の一環として、葉山町の既存施設で逗子市のし尿等の共同処理を実施することに伴い、し尿の収集・運搬及び浄化槽清掃の許可制への移行をするに当たり、し尿処理及び浄化槽清掃に係る手数料の規定、その他所要の規定について改正の要あるため提案する。